

## 町田市町区域の新設に関する市民懇談会設置要綱

### 第1 設置

町田市が住居表示を予定する区域（以下「予定区域」という。）において町の区域を新設するに当たり、関係者の意見及び要望を聴取するため、予定区域ごとに町田市町区域の新設に関する市民懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

### 第2 役割

懇談会は、予定区域において新設する町の区域及び名称について検討し、その結果を市長に報告する。

### 第3 組織

- 1 懇談会は、予定区域ごとに会員50人以内をもって組織する。
- 2 懇談会は、予定区域ごとにその名称を定める。
- 3 会員は、次に掲げる者のうちから、当該予定区域の状況に応じて必要と認められる者を市長が委嘱する。

(1) 予定区域及びその周辺に所在する町内会・自治会等の代表

(2) 予定区域及びその周辺に所在する商店会・法人等の代表

(3) 予定区域に住所を有する個人又は予定区域に所在する法人等に属する者

### 第4 会員の任期

会員の任期は、懇談会が第2の規定による報告をしたときまでとする。

### 第5 会長

- 1 懇談会に会長を置き、会員の互選により定める。
- 2 会長は、懇談会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する会員が、その職務を代理する。

## 第6 会議

懇談会は、必要に応じ会長が招集する。

## 第7 庶務

懇談会の庶務は、都市づくり部土地利用調整課において処理する。

## 第8 委任

この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が懇談会に諮って定める。

### 附 則

この要綱は、2008年8月15日から施行する。

### 附 則

この要綱は、2010年9月10日から施行する。

### 附 則

この要綱は、2012年4月1日から適用する。

### 附 則

この要綱は、2017年7月15日から施行する。